

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第十八号

(二五八)

付託事件

○酒類配給公團法案(内閣提出)

○物價引下運動促進に関する陳情(第九號)

○製鹽事業保持政策樹立に関する陳情(第十九號)

○織物の價格改訂に関する陳情(第二十八號)

○少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二號)

○インフレ防止に関する陳情(第七十一號)

○大蔵省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案(内閣提出)

○會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○電氣復舊反対に関する請願(第四十三號)

○低價政策上官費事業料金の値上げ反対に関する陳情(第九十號)

○連合軍兵舎並びに宿舎建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一號)

○賠償税の新設に関する請願(第四百八號)

○中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願(第四百三十八號)

○企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百四號)

○中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三號)

○會計検査人法制定に関する請願(第二百二號)

○貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十二年九月二十三日(火曜日)午前
十時四十二分開會

本日の會議に付した事件

○大蔵省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案

○委員長(黒田英雄君) それではこれより開會いたします。

本日は大蔵省預金部等の債權の條件變更等に関する法律案、これについて御審議をお願いいたします。

先ず政府委員から前に一應の提案の御説明はあつたのでありますが、政府委員から法案につきまして尙詳しい御説明をお願いいたします。

○政府委員(小坂善太郎君) この法案は衆議院において、衆議院の財政及び金融委員会に諮つたのでありますが、これを可決して頂くに際しまして、字句の修正がございましたので、一應御説明申し上げておきます。

それは第一條でございます。第一條には御承知のように「預金部資金の融通を受けた者が、災害その他特殊の事由に因り、元利金の支拂が著しく困難となつたときは、大蔵大臣は、公共の利益のため必要がある」と認める場合に限り、預金部資金運用委員会の意見を聽いて、その融通條件の變更又は延滞元利金の支拂方法の變更をすることができると。このようにしてあります。

が、それを大蔵大臣は預金部資金運用委員会の意見を聽いて、公共の利益のため必要がある」と認める場合に限り、その融通條件の變更又は延滞元利金の支拂方法の變更をすることができると。このようにしてあります。

支拂方法の變更をすることができると。このようにしてあります。この文章を變更しましたこととあります。この點御報告申し上げます。尙逐條的に政府委員より一つ御説明をお願いいたします。

○政府委員(室田一君) それでは議題になつております法律案の逐條的な御説明を申し上げます。

第一條につきましては、ここに書いてあります條文は比較的簡單でございます。まして、さして詳細に御説明申し上げます。要するに、第一條の「特殊の事由」といふ表現がござります。

「特殊の事由に因り」と申します。これは、預金部資金の融通を受けた者が、經濟の急激な變動とか、その他全く豫測し得ないような事由によりまして、元利金の支拂が著しく困難になつた場合を言ひ積りでござります。

それから「公共の利益のため必要がある」と認める場合」と申しますのは、少くとも相當多數の方々のために利益であると認められる場合は、すべてこれに包含する積りでござります。例えて申しますならば、災害地の地方公共團體やその他のものに對しまして、融通いたしました預金部資金の償還條件を緩和するといふことが、多數の罹災者の負擔を軽減するといふような場合は、一例といたしまして、この中に入るものと考えられるわけでございます。

それから、前二條の規定といふことで、いろいろの規定が推用されることとなるわけでございます。準備されま

する對象は、預金部資金のみでございませんで、簡易生命保險、郵便年金の積立金の運用資産といつたようなものが、同様に第三條によりまして推用されるわけでござります。

法案の第二條につきましては、實はこの中にもござりまする。政令の定めるところにより「政令が如何なることを決めるのか」といふことが問題になるわけでございます。この政令案につきまして、一應用意いたしましたものを後刻御配布いたすつもりでございます。

いまは、只今ちよつとその印刷が間に合いませんので、その點誠に恐縮でございます。間に合いますれば、この會期中にもお配りしたいと考えております。大體その内容にどういふことを考えておるか申しますことを、大體簡単に御説明したいと思ひます。

この第二條で規定したておりますことは、要するに、預金部の債權の免除といふことになるわけなのでござります。この第二條によりまして免除は、昨年の五月以來の問題になつております戦時補償の打切の關係の一連の措置の影響を預金部として受けたものについての關係を規定せんとするものでござりまする。それによりまして、前二條の關係者が、いろいろの損失を受けたり、或いは特別經理會社としてのいろいろの處置を受けたりいた

しますること、それらによつて預金部に對する債務が支拂ができない場合が生ずるのであります。それらの關係は、いろいろ最近に制定せられました所の、例えば金融機關再建整備法とか、或いは經理機關再建整備法とか、なものによつて、詳しく規定されておるわけでありまして、或いは特別和議法によつて規定されるものもあるわけでございます。それらの結果預金部の生じて参ります影響によりまして、預金部の債權を免除しよう、このいふことが、一口に申しまして、第二條の立法の理由になつておるわけでございます。

そも、御案内のように、預金部資金の融通の方法には二つあるわけでありまして、資金の借受者に対して直接貸付けます場合と、それから第二の場合、特殊の金融機關なり、或いは地方公共團體を経由いたしまして間接に貸付けます方法とござりまするわけでありまして、この第二條の規定は、その後者の場合の、經由機關を通じて、第三者に貸付けます場合、その第三者である貸付先が例えば特別經理會社になつたとか、或いは特別和議法によつて和議をした場合、或いはその資金状態が不良でありますために、それに對して貸付けをいたした金融機關において評價損を立てた場合に、これらにおきまして經由して貸付けた所の經由機關が、債權の全部なり、或いは一部なりの返済を受けられないときには、預金部がその經由機關を通じて貸付

けましたところの債権を免除してやう
うということになるわけでありま
う。こういった場合に、従来のこ
うな場合におきましては、債権の
に、その間に立つた者の責任に
事由によりまして、預金部に損失
と云ふようなときには、當然に
關にその責任を負わされることは
でございますが、今同のごとき、
補償の特別處理に伴います一連の
措置によりまして、その理由が他
の法令によりまして損失を生じた
場合に、それに相當するものは、
預金部に對する債務を免除して
やうなことが、この場合の當然
のことだと思ふわけでございます。
こういった考え方をよりまして、
法案として用意いたしております
の内容を、かいつまんで申し上げます
ば、この免除をなし得る場合は、
付をなした場合は免除と同様に、
評價基準によりまして評價をいた
して、その評價損を生じた場合に
限るといふことが一つございま
す。第二には、免除をなし得る金
額は、先程申しました第三者とな
りました先が、企業再建整備法
の法律によりまして債務を免
れた金額に限られるわけであり
ます。

この二點が中心になつて政令に規定
をされる管でございますが、その他
三といつたしまして、その免除の申請は、
一定の形式に基づきます書面にて
必要があるかと思ひます。更に第四
には、大蔵大臣は免除の場合はその金
額なり時期なりを随時通知する必
要がある。

第五には、簡易生命保険及郵便年金
特別會計法の適用による免除につ
いても、預金部と同様の手續をとり得る
といふようなことを規定するつもりで
ございます。例へば法律案の第三條に「政
令で定める委員会」とございませ
う。この點につきましては、簡易生命保
郵便年金事業につきましては、簡易生
命保険及び郵便年金事業委員会とい
ふようなことも、手續の問題としてその
政令に規定せられることになつてお
るわけでございます。

又施行期日につきましても政令で規
定することに相成つておるのでござ
います。施行期日は各條によりまして
施行期日を異にする必要がありま
す。その必要がありま。その必要は
他の法律の施行期日との關係が主
たる理由でございます。従ひまして、こ
の法律案の第一條の規定と、第三條
の中で、第一條を準用する規定とは、本
法律案施行の日からこれを施行する。
それから第二條につきましては、既に
前議會におきまして預金部の損失處理
につきましても法律が通つておしま
して、これも亦手續の關係で施行して
ないのでもございませう。その施行と
同日に本法も施行するといふような
ことに相成るわけでございます。

大體以上が逐條的な御説明でござ
います。御質問がござ
いますればお願いいたします。
○西郷吉之助君 聞き落しました
第三條に、預金部資金運用委員会は政
令で定める委員会と讀み替へるものと
するのとありますが、現在預金部資金
運用委員会というものは、どういふ
な構成になつておるかと。

○政府委員(愛知揆一君) 預金部資金
運用委員会は官制によつて決まつてお
りまして、その構成員は、會長が大蔵

大臣になつております。委員は當然の
委員と内閣で任命する委員と、二通り
ございまして、官制上當然になります
る委員は大蔵次官、大蔵次官、日
本銀行總裁、この三人が當然の委員と
なります。それから内閣で任命いた
します者は、關係各省の次官、會計檢
査院長及び學識経験ある者、こ
ういふ範圍で内閣で任命することにな
つております。この總数を合せて二十
二名以内で構成されることになつてお
ります。尙學識経験ある者の任期は三
年でございまして、その他臨時必要の
ある場合は臨時委員を置くことができ
ることになつております。

尙この際附加して申し上げたいと思
ひますのは、實は現在できております
預金部資金運用委員会の現状は、實は
舊來の貴族院議員の方が、大分長年
委員にお入りになつておる譯でござ
いまして、その中には既に御退任にな
つた方もありますが、政府内部の委員
の構成と、立法院との關係から申しま
して、この法律を御審議になります
この時期を切つかけといたしまして、
全體の構想を考へておる譯でございま
す。要するにこの新事態に即應いた
した委員の構成ということにいた
したいと思ひます。

○委員(黒田英雄君) ちよつと御尋
ねいたしますが、この法律によつて大
凡免除されるものは、どれくらいのお
見込でありますか。

○政府委員(愛知揆一君) その正確な
調査は、實は御案内の通り指定時
におきますところの、例へば直接融
通先の債務の全部なり一部にいたしま
しても、昨年の八月十一日を指定時と
いたしまして、その後評價基準の決ま

りましたのは、極めて最近のことであ
りますので、正確なる数字はちよつ
と只今のところ判明いたしておりませ
ん。ただ御質問に直接のお答えになる
かどうか分りませんが、前の議會で御
協賛を得ました大蔵省預金部等損失特
別處理法というものがございまして、
それによりまして運用資産の評價損
を、大體金融機關について決まりまし
た評價基準によつて、現在計算中であ
りますが、それによりまして、運用
資産の評價損は、大體五十三億二千
萬圓ぐらゐりではないかと云うよう
に考えられるのであります。

○委員(黒田英雄君) 序でに預金部
の現状を御説明願つたら如何かと思
ひます。
○政府委員(愛知揆一君) 預金部の現
況でございますが、大體昭和二十二年
詰り本年の六月末の貸借對照表の中
の主に貸方と借方とを申し上げたい
と思ひます。

第一に貸方の部でございます。郵便貯
金が四百五十二億五千餘萬圓でござ
います。郵便貯金切手収入金の預金、要
するに郵便貯金の切手の収入でござ
います。これが四億二千九百餘萬圓、
それから貯蓄債券収入金預金が十六億
四千餘萬圓、國債債券の収入金預金が
六億四千四百餘萬圓、簡易生命保険及
郵便年金預金、これが五十三億三千六
百餘萬圓、厚生保險預金二十八億二千
百餘萬圓、それから細かいところは省
略いたしまして、積立金二十二億六千
百餘萬圓、收支の差額が七億二千三百
萬圓、貸方の合計六百十八億五千四百
七十二萬六千圓、借方を申し上げますと、
國債證券が四百四十七億四千六百餘萬
圓、一般會計特別會計貸付金が二十三

億八千五百餘萬圓、地方債證券が十二
億九千九百餘萬圓、地方公共團體等の貸
付金が四十一億一千五百餘萬圓、特殊
銀行等の債券が二十九億三千四百餘萬
圓、特殊銀行等貸付金が十四億八千七
百餘萬圓、特殊會社等の債券は二十一
億九千餘萬圓、特殊會社等貸付金が六
億六千八百餘萬圓、外國國債證券が二
億餘萬圓でございませう。それから國外
關係の債券が十四億餘萬圓、國外關係
の貸付金が三億二千九百餘萬圓、現金
が一億三千二百餘萬圓、計六百十八億
五千四百七十二萬六千圓であります。

○委員(黒田英雄君) 計は貸方と
同じで六百十八億五千四百七十二
萬六千圓でございませう。

○政府委員(愛知揆一君) 計は貸方と
同じで六百十八億五千四百七十二
萬六千圓でございませう。政府は預金者
に對する親切といふことを考へておる
か。預金者は預金した金が有効に
使へば預金者も満足することだ。併
し預金をしたか、今度その預金が預金
をした當時の購買力よりも何倍も少
ないものになつてしまふ。そうしてそ
の預金が國家の復興に何かにどうい
う働きをしたかといふことを預金者
は疑問に思ふ。一體預金者に對する
親切といふことは、政府はどのように
考へておるのか。通貨が膨張し購買
力が少なくなつておる、仕方ない
といふので、しまいに
は窮してしまふ。この預金者に對する
親切はどこにあるのか、いわゆる國民

○政府委員(愛知揆一君) 計は貸方と
同じで六百十八億五千四百七十二
萬六千圓でございませう。

○委員(黒田英雄君) 計は幾らで
ございませう。

預金部と同様の手帳をとり得ると
りまして、その構成員は、會長が大臣
いたしまして、その後評價基準の決ま
圓、一般會計特別會計貸付金が二十三
親切はどこにあるのか、いわゆる國民

に對する親切、その預金に對する親切
を贈りたい。そして見返しを贈りたい
といふ私は思ひます。今の預金者が預金
をした時の希望のように行けるよう
に、これからその預金を運賃して行け
るかといふことを私は伺いたいと思ひ
ます。

が保全されるのだ。そういう考えでお
るわけでありませう。こういう問題は、
局部的な一つの奇手妙手というふうな
ことを考えますよりも、結局國民す
べてが自分らの力で以てこの國を興し
て行くのだ。いわゆる國家再建のため
に汗と耐乏の生活をして、そして國
を再建するのだ。そういう氣持が十分
に盛り上つて初めてインフレーション
の克服ができるのだ。平凡な途でありま
すけれども、これが大道であるといふ
ように考えておるわけでありませう。

も嫌み、今三つが嫌みでおるような状
態であります。これは私は強力でなけ
れば、ものは結局成功しない。その強
力によつて日本の復興もできるが、そ
の強力なところはちつとも政府にあり
ません。例えば、或る金融界の人曰く、
復興金融金庫は、インフレを作つてお
る根拠地だと言われざる程であります。
もうできてから間もなしに五百五十
十億の資金を出して、それで私はまだ
不足を言わないことにしてくれと思つ
たが、すぐ不足を言うことになると思
うのです。ようございませうか。ほんに
強力に、金も強力に使うといふことが、
金の運賃が一向政府にわかつていな
い。そこで私は外のことは言わんが、
預金者に對して親切をこういふふう
にすることをしたい。それと序でに日本
銀行は農林の總元締め銀行と思つ
ておつたのです。併し終戦後農林に對
してどんな金が出たか。どんなことを
したか。私にはわかりません。その點
日本の農林界にどういふ貢獻をした
と思つてあれがわたりませんか。

富藏々々で、そして人民が曰く、百
姓が曰く、勸業銀行は農林銀行から富
藏銀行に變つたのか。こう言うてお
りますから、私はこの際、若し今日
わからなければ直ぐ調べて教えて貰
たいと思ふ。勸業銀行は富藏によつて
得たる金をどういふふうに使つたか。
その用途を書いたものをこの委員會に
提出して頂きたいと思ひます。どうぞ
明らかに預金に對する親切な見返し
を、我々預金者に對して、百姓に對し
て、すべてに對して安心しろといふこ
との言える見返しを教えて頂きたい。
それも今日ではなくて、書いたもので

残りの四十億の二十五億圓程度を復興
債券、あとを地方債の債券という方に
振り向けるように考えておりますが、
星さんの御指摘の點は、更にそれがど
ういふ方の産業に多く向けられるのか
という點について、といふふうには解
いたしませんが、そういうふうには解
してございませうか……そのように解
しまして、いずれ又資料を呈上したい
と思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 預金者に
對しての政府の考えを聴きたいといふ
お話であります。が、申上げるまでも
なく我々は我々の蓄積した資金によつ
て一つ國家の産業資金を賄つて行こう
といふ方策を最近立てました。これは
今までのように、政府の財政資金によつ
てすべて依存してやつて行こうといふ
ことは、預金を助長することにならぬ
といふので結局終戦後二年経ちました
けれども、この際新しい生活基準を一
つ立てよう。そして新しく國を再
建するのだ。そんな氣持で國民が各々
自分の金を出して、その金で以て政府
が必要なる産業を興して行く。國民が
國を動かして行く。そういう氣持でやろ
うじやありませんかといふことを申し
て、今野黨獎勵運動を展開しておるわ
けであります。こういう運動をいたし
ますからには、これにつきまして、政
府としてその預金の價値を保全するとい
ふことは、これは極力いたさなければ
ならぬことは當然であります。で、
これはただその保全すると言つて見ま
しても、非常に廣汎なるこの財政金融
一連の政策と關係いたしますので、
我々といひましては、大きく健全財
政、健全金融といふことを堅持いたし
まして、その足の上に立つて一つイン
フレーションを撲滅するのだ。そうし
て我々の資金が結局インフレーション
を撲滅して行つて、そこに預金の價値

を再建するのだ。そういう氣持が十分
に盛り上つて初めてインフレーション
の克服ができるのだ。平凡な途でありま
すけれども、これが大道であるといふ
ように考えておるわけでありませう。
力預金者に對して通貨の信用を失わし
めないうち、いろいろ封鎖であるとい
ふか登録であるといふふうなもの、信用
を傷けないような方法を取らうといふこ
ことを考へております。更にこのことは
先きの問題ではあります。一應この
インフレが安定したような状態になりま
したときに、いわゆるデフレーションとい
ふことも考へられる。そういう際に
おきまして、預金の價値は保護するとい
うようなことに考へられるのじやない
か。そういうようなことをすることに
よりまして、預金に對する星さんのおつ
しやる親切といふことを考へ得るのじ
やないか。こういうふうな思ひます。

勿論いろいろな手續上の、サーヴィス
の上の親切といふようなこともござい
ますが、その根本の方針は、預金を
した方の預金の價値をできるだけ減ぜ
しめないようにするといふことが根本
であるといふように考へております。
○星一君 お話はよくわかつたが、事
實はどうして行くのだ。今のは説明で
あります。その説明を實現するのには
こういう方法で行くのだといふことを
次に話して貰いたいと思ふ。今は政府
は嫌みでおる。事業家も嫌み、労働者

宜しうございませうが、それと今の勸業
銀行の富藏、この富藏で集めた金を何
に使つたかといふことを教えて欲し
い。これを私は參議院議員の一人とし
て要求します。

○政府委員(小坂善太郎君) 貯蓄を奨
勵いたしまして、その貯蓄がいかによ
うに使用されておるか。又言葉を換え
ますれば、いかにそれが國家の産業振
興に貢獻しておるかといふことを明示
いたしまして、これは御説の通りに非常
に必要だといふことは考へておりま
す。勸業銀行の問題に關しまして、
これは御承知ど存じますが、最近相
當に事業金融の方にも金を貸出してお
ります。それらの實績等に關しまして
御要求がございますから、資料を揃え
まして御提出申上げるようにいたしま
す。

○星一君 その預金を何に使つたとい
ふ明示だけでは駄目だ、これからの見
透しを、現大藏省の意見でようござい
ますから、それは先に行つて間違つた
と親切に預金者に説明のできる見返し
を示して頂きたい。こう思ひます。

○政府委員(小坂善太郎君) 承知いた
しました。御承知のように現在まあ百
三十億預金が集まつたといひます。そ
うして、その中、第一封鎖からの引出し
が二十億といひますと、百十億で、そ
の中更に十億圓といふものが株式等
の直接投資に充てられると思ひます。そ
ういたしますと、百億圓といふものが
純資金の増加額になる。この中の半分
である五十億といふものは一般産業の
融資に充てます。更にこの残りした
五十億の中の二割、十億圓といふもの
を一般産業の枠外融資に充てて、その

進んで呉れればよいと思ふのでありま
す。だから第一政府の意をどうする
か。政府の意に對する合理的の處置
も行つたらば、間違ひなしに預金の購買
價値は減るに決まつておる。そこでど
うして今の預金の購買力、預金の購買
價値を減らさずに行けるかといふこと
を私は聞きたいのだ。我々國民は今眞
剣です。それはこの前のヨーロッパ
の大戦争からの不景氣になつた時期
と、アメリカが大不景氣になり、失業
者の一千萬人も出した時期に、今、日
本は接近しておるようだ。それで非常
に國民が心配しておるから、その心配

○星一君 私はその使い途の先より
も、預金の購買價値が減らないといふ
ことではないのだ。外のことはいくら
しませんが、その購買價値が減らない
で預金者に有効でなければならぬ。今見
ておると、預金者の價値を減らすよう
な方法を政府は取つておる。預金者の
は考へます。私も考へます。預金者の
預金の購買價値を減らしておる。持つ
ておつては無價値になるのではないか
と心配する。その政策を現在政府は取
つておる。人民は疑ひ出す。その
疑を解くことのできるような材料まで
進んで呉れればよいと思ふのでありま
す。だから第一政府の意をどうする
か。政府の意に對する合理的の處置
も行つたらば、間違ひなしに預金の購買
價値は減るに決まつておる。そこでど
うして今の預金の購買力、預金の購買
價値を減らさずに行けるかといふこと
を私は聞きたいのだ。我々國民は今眞
剣です。それはこの前のヨーロッパ
の大戦争からの不景氣になつた時期
と、アメリカが大不景氣になり、失業
者の一千萬人も出した時期に、今、日
本は接近しておるようだ。それで非常
に國民が心配しておるから、その心配

に國民が心配しておるから、その心配

を我々は説明のできるようにして行きたいと思う。お願いします。

○西郷吉之助君 第一條の災害等の場合に融通條件の変更ということは、これは大部分は免除でありますかどうか。又これと関連いたしましてこの枠にちよつと出ますが、今回の災害等の場合には、復興のために、復興金融金庫から中小工業資金等も相當出ているのではないかと思います。未曾有の災害のために到底その債務等も完全に果せないじゃないかと我々は考えるのであります。そういうふうな際に貸先きが金融機関でありますから免除ということはどうかと思いますが、その復興のために積極的に條件等を緩和して中小工業資金を出す考えがあるかという点について、御當局の考えを承りたいと思います。

○政府委員(愛知 揆一君) 第一のお尋ねでございますが、第一條の關係で債務の免除までは考えておりません。それは例えは融通條件の変更とか、延滞元利金の支拂方法の変更をしても、尙且元利金の支拂が不能であるというふうな場合も或いはあるかと思ひますけれども、その際は今豫想しておりますよりもより一層重大な事項でございますので、預金部資金運用委員會の議を経てというよりも一層慎重な手續でやるべきものだと思います。つまりその際は今一度法律案で御審議を願つて、そうして債務の免除を考えるべきじゃないかと考へております。それから今回の災害等につきましては、私共も一昨日現場を早速視察いたしましたわけでございます。現状は金融的な措置ということになりますと如何かと思うのでありますが、全般的

に申しまして全く現状の捕捉が困難でございます。今後や事態が沈靜するに伴ひまして御指摘のような事情も逐次判明して来るのではなからうかと考へております。できるだけのことは考へたい。尙この法律案によりして處理し得るようなことがございすれば、第一條によりまして相當の考慮が拂い得ると思ひます。これはすべて改組後の預金部資金運用委員會の議を経ましてやつて参るわけであります。

それから先程御質問がございました第二條の關係の免除の推定が分らないかという委員長のお話がございました。これは只今手許にございしますものは地方公共團體及び金融機關に對する轉貸額の推定でございますが、七億百萬圓でございます。その中、免除しなればならんかと見込まれますものが大體一億四千九百萬圓、七億百萬圓に對しまして一億四千九百萬圓は免除しなければならんかと考へております。

○委員長(黒田 英雄君) 如何でしようか。御質問ございせんければ或いは今日はこの程度にいたして、それでは本日はこの程度にいたしまして、次回は二十六日金曜日の午前十時といたします。若し本會議がございましたら或いは午後に変更するかも知れませんが、大體午前十時というところにいたしました。それでは本日はこれにて散會いたします。

午前十一時二十八分散會
出席者は左の通り。

委員長 黒田 英雄君
理事 伊藤 保平君
委員 下條 恭兵君
玉屋 喜章君

政府委員

大藏政務次官 小坂善太郎君
大藏事務官 愛知 揆一君
(銀行局長)

九月二十日本委員會に左の事件を付託された。

一、會計検査人法制定に關する請願 (第二百二號)

(請第二百二號) 昭和二十二年八月二十六日受理

會計検査人法制定に關する請願

請願者 大阪市北區宗是町大阪ビル日本計理検査協會

理事長 木村 順福

紹介議員 高瀬莊太郎君外一名

稅務代理士法の施行されている今日計理士法は、無きに等しい状態であるから寧ろこれを廢して検査計理士法案等の如き國際的水準による會計検査人法を制定して第三者による産業經濟界の民主的發達とその國際的信用増進を企圖することが、日本産業再建上必要であるから、會計検査人法を制定されたいとの請願。

九月二十二日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案(後第五十四號)
貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案
貿易資金特別會計法の一部を次のように改正する。

第二條第二項但書中「五十億圓」を「百億圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。